（削る）	
十～十二　（略）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二一―〇―一〇

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） （削る） 十～十二　（略）	（交流派遣の対象から除外する職員） **第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～九　（略） 十　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員 十一～十三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）に基づき、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二四―〇―三

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～七　（略） （削る） 八～十一　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～七　（略） 八　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員 九～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。